平成２５年（フ）第５１４８号
東京都足立区千住旭町８－７―102
破産者　木俣　　恵
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１５６号
東京都中野区鷺宮５丁目12―10―101
破産者　本吉　大我
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７４号
埼玉県さいたま市北区本郷町1027―３　本郷グリーンハイツＢ棟301号室
破産者　髙橋　隆介
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１８１号
東京都中野区本町４丁目35―10―502
破産者　瀬戸山和摩
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２１５号
東京都足立区関原１丁目５―15
破産者　吉岡　竜男
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２１９号
東京都港区白金１丁目17―１―609
破産者　岡田　容明
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３８号
千葉県市川市宮久保１丁目２―17―102
破産者　遠藤　加代
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４１号
東京都千代田区永田町２丁目17―５―504
破産者　関戸　典子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２４５号
東京都江戸川区平井３丁目21―18―302
破産者　富澤　弘美
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２７３号
東京都町田市木曽東２丁目11―46―405
破産者　樋口　元治
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３０２号
神奈川県横浜市旭区中白根４丁目１－３－601
破産者　村上　哲彦
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２４号
神奈川県横浜市西区中央１丁目28―13―402
破産者　大塚　直樹
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３５０号
東京都新宿区西新宿５丁目８－８―802
破産者　牛島麻衣子（旧姓中坪）
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６７号
神奈川県座間市相模が丘１丁目22―22―101
破産者　安田　好光
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９３号
東京都足立区梅田５丁目９―16―304
破産者　橋爪　香織
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４１６号
神奈川県横浜市栄区小山台２丁目29―54―102
破産者　鎌田　政輝
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３号
石川県加賀市南郷町トの111番地の３
破産者　有限会社冨士屋製菓
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４８５号
さいたま市大宮区東町１丁目46番地１
破産者　日本インベントリー株式会社
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
山梨県甲府市上町1483番地
破産者　フジコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１００２号
広島市中区鉄砲町５番16号
破産者　株式会社リビングエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６号
福岡県久留米市山川追分１丁目４番24号
破産者　株式会社サンレイク住宅産業
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２７号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田71番地３　オガワハウス２号棟301
破産者　原　　隆
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２３８号
東京都練馬区谷原６丁目９－９―102
破産者　浅松　幸子（旧姓椎名）
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部